

お 知 ら せ

平成 3 1 年 4 月 2 6 日
宇 部 市 上 下 水 道 局

建設工事の入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり制度の見直しを行いますので、お知らせします。

記

1 工事に係る業務委託における最低制限価格制度試行要領の制定について

工事に係る業務委託において、建設工事と同様に、業務ごとに最低制限価格を算定します。

【旧制度】 予定価格の 8 5 % を最低制限価格として算定している。

【新制度】 予定価格 1,000 万円以上の工事に係る業務委託において、業務ごとに最低制限価格を算定する。

最低制限価格は、予定価格の 6/10 から 8/10 の範囲（地質調査においては、2/3 から 8.5/10 の範囲）とする。

※予定価格 1,000 万円未満の工事に係る業務委託の最低制限価格については、従来どおりです。

2 施行日

平成 3 1 年（2019 年）5 月 1 日